

令和元年6月11日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K04238

研究課題名(和文) 18世紀イギリス貧困児救済医療化過程にみる「産み育てる身体」の科学化に関する研究

研究課題名(英文) Scientific Motherhood in Medical Poor Relief in 18th century England

研究代表者

野々村 淑子 (NONOMURA, TOSHIKO)

九州大学・人間環境学研究院・教授

研究者番号：70301330

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、18世紀イギリスで数多く設置された子どもや女性向けの救貧事業、施設の医療化過程の実態を分析する。それにより、子ども、特に乳幼児期の世話や健康への配慮に関する医療実践のなかで、西洋近代医学知に基づく医者による育児知識の体系化とその機能、医療実践の実態を明らかにする。産婆や乳母ではなく母による養育を前提としたこれら育児知が、労働力、兵力形成と特権階級の疫病感染からの保護という18世紀イギリスの国家的使命に後押しされ、救貧施設での貧困児の生命への配慮として成立し、実践されていく経緯と、そこでの女性(特に母親)役割の変容過程を軸に究明される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

児童虐待や子どもの貧困等が注目されるなかで、家族、特に母親役割が本来的、特権的なものとされ、それを前提とした事業や政策が進められている。本研究は、そのような家族規範が、貧困層の子どもの生命、生活への配慮への国家的社会的関心のなかで成立してきたプロセスとその歴史的意味を、18世紀ロンドンにおいて究明しようとするものである。貧しい子どもへの博愛と憐憫の感情を伴いつつ、社会秩序維持や感染症予防を目的とした医療救済事業の政治性を論じることは、子ども史、家族史、特に子どもの養育と家族に関する様々な研究視座の前提を問うものであり、その点で学術的意義を有している。

研究成果の概要(英文)：This project aims to make clear the process of the medicalization of poor relief for children and women(mothers)'s in 18th century London. The beginning of the system of the medical police for child-rearing. The knowledge and the practice of saving or protection of children's life and health emerged from the national interest and the infectious disease prevention. And they changed the image and politics of women's (esp. mother's) role.

研究分野：教育史

キーワード：救貧医療 児童救済 ジェンダー 育児の科学化 ジェンダー 18世紀イギリス 産み育てる身体 母役割

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

子育て、特に乳幼児期の養育の母親への特化については、近代家族の成立とそれに付随する母性主義への社会的要請のなかで構築されたことは既に周知されている(落合恵美子等多数)。家政書や産婆術書から独立した育児書が、養育主体としての母親像の、主として中間層への啓蒙、教化の機能を伴って成立、氾濫したのは18世紀末から19世紀初頭である(野々村2001(H13)他)。

イギリスにおいて、医者が助言し母親が実行するという育児書の基本形は、18世紀の代表的な2つの育児書、W.Cadogan, *Essay upon the Nursing and Management of Children from their Birth to 3 years of Age*, 1758、およびW.Buchan, *Domestic Medicine*, 1769に始まるとされる。母乳育に象徴される母親の身体機能に根拠をおく医学的助言が、ルソーの養育論と共振し、中上流層の女性たちに浸透し、上記のような母性主義へと展開した、というのが従前の見解である(A.Levine, ‘‘ Reasonable Creatures ’’: A Common Sense Guide to Childcare’, 2006など多数)。

しかし、Cadogan、Buchanの育児書は、実は18世紀イギリス社会の医療化、即ち貧困層への医療実践による労働力形成と特権階級の疫病感染保護化という文脈において書かれたものである(Reinarz and Schwarz, *Medicine and the Workhouse*, 2013等、フーコー「社会医学の誕生」1977『思考集成』も参照)。山口真里(「18世紀イングランドの捨て子処遇における「家族」と「教育」」『日本の教育史学』43、2000)、A.Levine, *Childcare, health and mortality at the London Foundling Hospital 1741-1800*, 2007は、共にFHの医者による子どもの健康への配慮、診療に言及、後者は母乳育推奨にも触れるが、育児ないし母親役割の科学化・医学化に注目してはいない。

人口増強、頑強な国民形成という国家的要請下、重商主義的関心と慈善事業を一体化させた18世紀フィランソピは、Foundling Hospital、海兵育成目的の海洋協会や、売春婦更生や貧困女性助産支援等の施設、また在宅支援などを手掛け、救貧法による公的救貧と協働する福祉の複合体を作り上げた(D.Andrew, *Philanthropy and police*, 1989、金澤周作『チャリティとイギリス近代』2008)。これら孤児院やWorkhouse等の子ども救済施設や事業において、乳幼児の死亡率低下のための育児法、育児環境が、その対処を求められた医者たちによって調査、検討、案出されていくのである。救貧法下WorkhouseとVoluntary Hospitalは、後者が拒否した性病や皮膚病等の「伝染病」患者を前者が受入れる等の複層的排除の構造や、医療スタッフの社会的地位や収入等での権力関係を含みつつ、総じて貧困層の人々の健康の医学による管理・統制の網の目を構築し、19世紀の公衆衛生、公共医療制度の基盤となった、といわれる(Reinarz等、前掲書)。

本研究では、上記のような18世紀イギリスの社会的要請のなかで、医者が助言し、母親が実行する体制、すなわち科学的育児の発明と育児主体としての母親像が医学領域において構築されていく端緒とその展開を、貧困層への医療実践の実態、施設の管理、運営や、医療診断や処方の実際、環境の整備、それらの改善案や方策などを通して解明する。医者による育児知識体系、代表的育児書の言説分析や、その頒布や浸透の過程分析に留まらず、医者の実践や、それを取りまく人々や組織の基本理念や行動、関係性が、まさに子どもの生(生命や生活)というテーマをめぐる展開した実際、実相を究明・分析することにより、家族による管理の歴史の成立過程の実相を明らかにする。

2. 研究の目的

本研究は、18世紀イギリスで数多く設置された子どもや女性向けの救貧施設での医療化過程の実態分析を通して、乳幼児期の世話や健康への配慮に関する医療実践のなかで、近代的育児知識の成立と共に、女性の産み育てる身体像が自然化、科学化していく過程を解明に示すものである。

母乳育に象徴される母親の身体的機能を前提(「自然」として)とした医学的助言としての育児書、その後の欧米を含む多くの地域を席捲していく育児書の原型は、18世紀に救貧施設での貧困児の生命、生活環境への社会的関心に応じた医療化のなかで成立した。その成立過程の究明により、科学的・医学的育児に関する知識体系とその助言を実行する母親像構築過程に、貧困層への社会政策、社会事業と、そこでの医療実践が関与した実態と構造の解明に寄与する。

3. 研究の方法

本研究は、18世紀イギリスで貧困者を対象とする社会医学(社会の医療化)として展開した救貧医療実践のなかで、その実践の理論的根拠としての育児や小児医学についての医学的知見の体系化と、その啓蒙プロセスにおいて育児主体としての母親像が構築されていく過程を解明する。

そのために、大枠としては、1)医療実践が行われた教区、施設、団体の史料による、被救済者の入退所や、医療スタッフの待遇、仕事内容等、雇用と管理の実態調査、2)その医療実践(診断や診療の実際)の具体についての記録の分析を通じた、育児、すなわち乳幼児の世話、衣食住、栄養や排泄、空気や水回りなどについての衛生管理についての知を具体化していくプロセス解明、そこでの育児知における家族、母親への期待の具体の明確化、3)18世紀イギリス社会における医療実践、育児の医療化過程と、母親および家族の本質論創出との関係構造の歴史

的解明を行う。

4. 研究成果

まず、ウエストミンスター、セント・マーチン・イン・ザ・フィールド教区のアーカイブに所蔵されている救貧関係史料、特にワークハウス関係の史料を確認した。救貧史においては、18世紀救貧政策の中軸であるワークハウスは救済の条件として厳しい労働を課し、救済への依存を厳格に排除しようとしていたとみなされてきた。しかし、子どもたちの存在が重視され、生命、生活の維持における自立＝勤労というエトスを育成すべく労働教育が重視されていたことが明らかとなった。それが子どもたちに魂と身体の栄養を与え、秩序ある生活をさせるためのポリスとして機能せしめられていたこと、さらに新し家族像がそこに機能していたことを確認した。これは、労働から教育へ、という従来の歴史観に再考を迫るものである。

次に、イギリス初の貧困児向け無料診療所(The Dispensary for the Infant Poor)に注目し、設立、運営の経緯、設立者ジョージ・アームストロング(一七一九～一七八九)による診療記録などを通して、医師による貧困児の生(生命、生活)への関与をめぐる、貧困層の社会関係、特に家族、母親たちが変容せしめられていく様相とそのロジックを明らかにした。

子どもの健康、栄養といった問題が医者の中なかでも看過されていたなかで、新領域としての小児科学が成立せしめられていく。彼ら医者のアドバイスを受け、子どもの健康管理に勤しむことが期待された母親役割について確認した。子どもの身体、生命、生活習慣などへの配慮は、一方では子どもの保護、救済それ自体の重要性として語られながらも、同時に、人口政策、国家としての人口増強策として、また伝染病予防策(すなわち公衆衛生の先駆け)として注目すべき事業であると寄付者、援助者に呼びかけられる。ポリスとしての医療救貧、なかでも子ども医療の政治史研究の一步としての成果であった。

さらに、本研究が中心とする時代以前における、貧困児救済の場面で家族はどのように表象されていたか、何を期待され、何が批判されてきたのかを訴求することを目的とした研究の一環である。中世の封建制、マナー制が徐々に否定され、貧困者、寄る辺ない人々の救済がマナー(領主)や修道院やホスピタルから放逸されていくなかで、新たな救貧政策が進められていく。それを支えたロンドンの政治的文脈を解明した。

18世紀における救貧事業において子どもの生命、健康に対する配慮、そのための事業、施設、制度が、国家的、社会的に着手され、展開された。本研究では、全国に設置がめざされたワークハウスでの子どもへの配慮、処遇の内容、さらにロンドン初の子どもの無料診療所の設立経緯、運営の次第を明らかにした。そして、そこで家族、とりわけ母親がそうした子どもへの配慮の担い手として期待されはじめていたことを指摘した。

近代家族像は、中流層において、そのステータスシンボルとして機能し成立し、貧困層にはそれが徐々に伝播したとされてきた。しかし、本研究によれば、貧困層家族における子ども中心主義が現出し、扶養主体、養育主体としての家族像の成立は、救貧政策や事業において、その救済の前提、条件とされたことが、その変化を促したということである。貧困児を対象とする医療救貧の進展と、女性の身体との関係性については、未だ解明しきれていない。さらに出産に関する救貧事業等に調査対象を拡げ追及していく。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

1. 野々村淑子「「家庭的」という価値観の淵源をさぐり、現代の社会的養護のあるべき姿を考える」『石井十次資料館研究紀要』第17号、2016年、182-195頁(査読無し)。
2. 野々村淑子「18世紀ロンドンの無料診療所における貧困児の生の発見 育児の科学化をめぐる社会関係の変容」『教育基礎学研究』第13号、2015年、59-71頁(査読無し)。
3. 野々村淑子「18世紀イギリスにおける貧困児の生と秩序 ワークハウス設立運動にみる労働・教育・家族」『大学院教育学研究紀要』第18号(通巻第61集)、2015、41-55頁(査読無し)。

〔学会発表〕(計1件)

1. 野々村淑子「18世紀ロンドンの貧困児救済と家族 無料診療所の設立と医療実践をめぐって」比較家族史学会(シンポジウム登壇)、2017年

〔図書〕(計1件)

1. 野々村淑子「「救済されるべき子ども」の発見 一六世紀英国における貧民救済の再編と孤児院」土屋敦・野々村淑子編著『孤児と救済のエポック 十六～二〇世紀にみる子ども・家族規範の多層性』(勁草書房、2019年、第一章)
2. 野々村淑子「家族による子どもの健康管理のはじまり イギリス初の貧困児向け無料診療所(一七六九～一七八二)」小山静子・小玉亮子編、比較家族史学会監修『家族研究の最前線 子どもと教育 近代家族というアリーナ』(日本経済評論社、2018年、第二章)

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者 なし

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。